

## 監 査 公 表

松島町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき令和6年度随時監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により監査の結果を公表する。

令和6年6月27日

松島町監査委員 丹 野 和 男

松島町監査委員 後 藤 良 郎

1. 監査対象事務 公金収納における現金等の取扱いについて  
(町職員及び臨時職員等が窓口等において町民や利用者から公金として直接現金を受け取り、町に納入する収納事務、切手の保管状況)
2. 監査対象 小口の現金支払いに充てるための現金等(切手を含む)を保管している課(所)  
財務課、町民福祉課、健康長寿課、産業観光課、水道事業所、会計課、教育委員会
3. 監査期間 令和6年6月13日(木)
4. 監査の方法 各課(所)の現地に赴き、監査の手順により、担当者から聴き取り、現金等の保管状況と残高確認を行った。
5. 監査の結果 受け取った現金は指定された職員が適切に収受、保管し、領収書も整理されていた。銀行手数料の経費削減が図られている事例もあった。切手については9箇所中4箇所は使用していない。使用している箇所においては料金後納郵便を優先した結果、切手取扱件数はわずかである。切手は切手受払簿により管理されていた。監査結果の詳細は別紙のとおりである。
6. 指摘事項 なし